

第2回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会

日時：令和元（2019年）9月18日（水）10：00～12：00

場所：滋賀県庁本館4-A会議室

出席者：李委員、上森委員、大河原委員、大角委員、カルロス委員、武田委員、
田村委員、土井委員、ムハマッド委員、山中委員、吉積委員

オブザーバー：3名

傍聴：5名

1 事務局説明

資料1に基づき説明。

2 委員意見

【委員】

資料2につきましては、恐らく今日皆さん初めてご覧になった方もいらっしゃるかと思いますので、事前にじっくり目を通されるというお時間が無かったかと思いますが、今の御説明で、大体御説明いただきましたので、これからですね、この間の皆様、それぞれのご専門のことですとか、それから活動されている視点から、ご意見をいただきたいと思えます。

それではどなたからでも結構なんですけれども、まず、副座長の田村さんから口火を切っていただけたらと思えます。

【委員】

前回と比べて、このSDGsの目標の何ですかね、この、アイコンがついていると思うんですが、これは何か説明をしていただいたほうがいいのかと思います。

【事務局】

何気なく、マークだけ載せているんですけども、上位計画の県の基本構想では、県の施策はSDGsの視点に基づいて推進していくということで、このプランにつきましても、SDGsの目標と非常に関係が深いところで、それぞれ示させていただいております。

【委員】

第3章の滋賀県が目指す多文化共生社会の姿のところでも5つ項目があって、一つ目に、「ダイバーシティを認め合い」というふうにあります。ちょっと言葉の使い方として、ダイバーシティをどう定義するかというのは、いろいろ説明がありますが、多様性を受け入れて地域をつくっていくもの、割と包括した言い方としてダイバーシティなので、書き

ぶりとしてここは、例えば「多様性を認め合い」、とするか「ダイバーシティを推進し」とするか、どちらかのが、言葉の使い方としては正しいのかなと、細かな話ですけれども、思いました。

あと、2番の基本目標と3番のプランの対象者ですね、基本目標のほうは「滋賀県で暮らす、全ての県民」というふうになっていますが、プランの対象者のほうは、「居住する」の後に、「働く者、学ぶ者」というふうにあります、どちらに揃えるのがいいのかなと。よくある堅い言い方だと、在住、在勤、在学という言い方になりますけれども、対象者としては、例えば、「本県で暮らす、働く、学ぶ全ての人」というような表現になるのかなと。

そうすると、基本目標の方は、県民にかかっているの、「滋賀県で暮らす県民」のままでもいいのか、やっぱりここも、暮らしている人だけではなくて、働く人や学ぶ人も含むのか。というあたりを議論して落とし込んでいく方がいいのかなと思いますけれども、表現として、どちらに揃えるのかな、というところが気になりました。

もう一つだけ、外国人県民という呼称を用いることは私は大賛成で、他の地域で言いますと、兵庫県は、94年から外国人県民という言葉を使っています。

その背景には、国籍だけで切るのではなくて、ここにありますように、日本国籍でも、外国にルーツを持つ方々もいらっしゃるの、外国人県民という表現を兵庫県は使っています。

併せて、国籍のない方、人数としては少ないですが、例えば難民として、日本に来た方ですとか、国籍で切られてしまうと課題として漏れてしまうので、兵庫県では、外国人県民と使う際に、国籍というところ前に出すのではなくて、外国人県民という言い方をしています。

それでいきますと、今二つ説明があって、外国の国籍を持つ県民と日本国籍で外国にルーツや文化的背景を持つ県民ということだと、無国籍の人が漏れてしまうので、「国籍にかかわらず、外国にルーツがある県民」というふうに言うと、全部入るのかなという気がします。

外国人県民という言い方をきちっと前に出していくことは、私は賛成ですが、他の皆さんはどうかなと思うところです。

他の県、例えば、兵庫県はそのような使い方をしているので、滋賀県としても定義づけをされるといいのではないかと思います。

ひとまず、以上でございます。

【委員】

用語に関することで、御意見をいただきました。言葉に関することも含めまして、皆様から、特にお伺いしたいのは、先ほども御説明がありましたように、第3章の基本的な考え方の部分、これが主に、そして、推進体制、行動目標、施策の方向性についてという辺でお伺いしたいと思います。

まず、この第3章の多文化共生の推進に関する基本的な考え方、ここに絞って、まずは皆様の御意見を順番にお話しただけならと思います。

それでは、順番にお願いします。

【委員】

同じ部分で、私もチェックをさせていただきました。

基本的には、前回の議論がちゃんと反映されているということで、少し驚いています。もう事前に出来ているのかなと思っていました。そんなうがった考えを改めまして、大変失礼いたしました。

まず、基本的な考え方、ここで全て集約されると思うんですけども、特に3章の2番、基本目標にあります、対等というワード、これを入れてもらったことについては、とても評価をしたいと思うんですが、対等というのは何ですかってところなんだと思うんです。

「地域を支える人として対等な関係立つ」って、そのとおりなんですけれども、それをするために、何がこれまでなかったのか。ということについて、前回も私の方からは、対等になると、いうこと何回か言った記憶がありまして、極端に言えば、参政権の問題も含め、同じく納税者として、きちんと、地域に暮らす者として、対等というのであれば、本当に正しく対等でなければならないという、日本人の足りない部分を外国人が穴埋めしなければならないという観点は一切なくしていただいて、外国人の方から、よりグローバルな意見を求めていくというような、そんな積極性などが感じられるのであれば、やはりそこは対等と言えない。

そもそも、多い日本人と少しの外国人という中で、対等というのも求めるとすれば、プラスアルファのものがなければ、そこでは対等にはならない。言い方がちょっと難しいんですけども、このワードについては、もう少し何か具体的な、プランなり、例えば〇〇、でもいいので、付けてほしいなというふうな率直な感想を持ちました。

そして、先ほどもありました、外国の国籍を持つ県民、その部分ですね、外国人県民というワードはとてもいいと思っています。よく耳にもしますし、日本全国的にもこれでいくんだろうなというふうに思っています。

国籍がない人もいるという話も先ほどありましたけれども、特に、北朝鮮でいうと、日本としては、あれを国籍とは認めていないですよね。その辺の話も、ここで少しこう曖昧なっているなという、北朝鮮という国をそもそも認めていないので、そういう国籍もないという。

どの市町の広報誌にも、いくつかの国の国数と地域、国と地域という形で書かれているように、多分、朝鮮半島の中で、北の部分は地域としての認識になっている。それはやっぱり誤っていると思うんですが、無国籍では絶対ないので、そのあたりが、どうしてもここには落とすといけないのかなという、とても難しいことだと思うんですけどね。

先ほどおっしゃいました、国籍というものではなく、外国にルーツを持つ全ての人々という意味で、外国人県民というワードは私もとても良いと思っています。

同じ話になりましたが、特にその2点について感じましたので、発言させていただきました。

【委員】

まずは、こういった会が、滋賀県で開催されていることは、外国の人達にとって幸せなことだと感じます。本当に、このような色々な考え方、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域を目指すというようなことが、実現に向けて、位置づけされるといいなと思います。

【委員】

皆さんも本当に思うところをおっしゃっていただきましたので、私のほうからこの第3章の絵ずらに対しては、おっしゃる通りかなと思っています。

あとは、その後の4章、5章に続く、具体的な施策が、いかに、県民まで届く形で対応が進むかっていうところが、本当のキーになってくるのではないかなと思っています。

目標を掲げるということは、1番いいことですけれども、それが、本当に実現している実感できるのは、県民、また、外国籍をお持ちの方の実感されるところまでだと思いますので、これからの詰めがかかわってくるかなと思います。

【委員】

まず、対等という言葉は私も大好きで、外国人留学生として来たときに、日本人と対等になるためにどうしたらいいのか、3倍ぐらい勉強しないと対等にならないとか、いろいろ外国人なりに、対等というものについて考えていました。

要望にもなると思うんですが、対等になるためには、まず、この推進プラン出来上がったら、できれば、他の言葉で書いていただきたいと思います。例えば英語ですとか、あるいはベトナム語ですとか。そうすれば、外国人も私たちも県民である、私たちもここにかかわっているんだ。と思えると思います。

そして、多分、日本語の書き方でそうなっているのかなと思うんですけど、もうちょっと、あなたは主体ですというような、気持ちにさせるような文言、積極的にとか、そういうような言葉があれば、外国人にはより分かりやすい。どうしても日本語はシリアスな言葉で、そうなっていると思うんですけども、できるだけ、外国人にもやさしい、日本語とやさしく読めるような英語とかベトナム語やインドネシア語などに訳して、伝えられたらと思います。

私もいろいろな外国人に、「このようなプランがあるんだけど知っていますか。」と聞くんですけども、誰も知っていませんでした。それは、よく見たら英語はない。自動

翻訳というものはあるみたいですけど、これそのものの英語版はない。名古屋では何か国語かで翻訳されていますので、簡単でもいいので、全体でなくてもいいので、ポイントだけ、「あなたが主体です、対等ですよ。」というようなことが、どこかに盛り込まれたらと思います。

以上。

【委員】

私も第3章のところで、すごく、前回の意見が反映されているなと思いました。

田村さんがおっしゃるように、ダイバーシティっていう言葉が使われていて、これは、関係している人達にはわかりやすい言葉ですが、一般の方々には、わかりづらい言葉だと思いますので、そこは皆さんにわかっていただけるような言葉に変えていただくのがいいかなと思いました。

それから、私も1番気になっていたのが、プランの対象者っていうところで、日本国籍で外国にルーツを持つっていうこと、教育現場でいくと、外国籍を持つ外国人の子どもたちの日本語教育っていうのはすごく皆さんが意識してくださるところなんですけれども、日本国籍を持つ、ダブルルーツの子どもたちのことは、日本国籍を取っていると、対象から外れてしまうというところがある。

この間、研修の時に、県の職員さんの方でもそのことを御存じないっていう方がいたので、やっぱりきちんとこういうふうにしていただくのがすごくいいことだなっていうふうに思いました。

国籍という言葉なんですけれども、国と国の時には国籍っていう言葉は確かにナショナルリティというのにも必要かもしれません。しかしながら、市町の時には、国籍ではなくて、そこに住む市民という感覚でいます。県という行政の中で、国籍という言葉で言う必要があるのか、例えば外国にルーツを持つ全ての県民とか、ここにあって国籍という言葉を入れる方がいいのか、必要があるのかどうかというのはちょっと思いました。

それから、私たちも自分の市町で、多文化共生のことを考えているときに、主体性の尊重ということをプランの中に謳っているんですね。それはすごく大事な視点かなというふうに、先ほどカルロスさんもおっしゃったと思いますが、私もそのように思いました。

以上です。

【委員】

皆さんの出されている意見がそのものなんですけれども、私も3章のところを見させてもらいまして、普段接しているのは、中小企業の協同組合をつくられて、技能実習生を受け入れられている組合さんや企業の方と接するんですけれども、ダイバーシティとかユニバーサルデザインというのは日本語として使われている部分もあるんですが、なかなか雇用されている方や、県民の皆さんにわかるのかなというふうに思いました。よく使われて

いるんですが、日本語で書いていただきたいと思いました。

今日、「技能実習生の友」という冊子を持ってきたんですけども、毎月出ているんですが、これは日本語も含めて10カ国語くらい、多言語化されて、台風のことなどいろいろ書かれているんです。このプランも、おっしゃられたように、多言語化して、皆さんで共有できるような形にすべきかなどと思いました。

外国人県民というような言葉は初めてここで知ったんですけども、このような言葉が出てきているということは、広がりが出てきているということなのかなと思います。

【委員】

先ほどいろんなお話を聞いたんですけども、私自身も、もう一つ理解していない部分もあります。ダイバーシティや対等という言葉も理解できていなかった。さきほど、皆さんが言ったとおり、ある程度みんなが理解できるような、言葉で、色々な外国語などで、わかりやすい言葉で伝えていただけるとありがたいなと思います。

それから、ここには、イスラム教の方はあまりいないと思うんですけども、私自身もそうなんですけど、これからどんどんそういう人が増えてくる。よくテレビで、ISISとかそういうのが報道されているので、日本人の方々が誤解していることが多い。私もいろんな小学校中学校に行くときに説明するのですが、かなり誤解をされています。ある程度、特に滋賀県の人達に、イスラム教についても理解してもらえたらうれしいなと思います。

【委員】

3章について、3点ほど気になったことをお伝えします。

先ほど皆さんがおっしゃった、ダイバーシティに加えて、ユニバーサルデザインとかもそうなんですけど、このように、地域で会議をすると、今日はそういう方がいらっしやらなかったんですけど、「こういうカタカナがよくわからん。わかったような気がするけど、結局何かわからん。」っていう言葉がよくあるので、最後、パブコメにも出されると思うんですけど、多分そういう反応もあるんじゃないかなと思います。カタカナじゃないこう表現しにくいもしくはできないものがあれば、それはあってもいいんですけど。ユニバーサルデザインって何を指しているのか、すぐに答えられないようであれば、何か別な言葉に変えてもいいのかなと思っています。

それから(4)番ですね、「市民活動団体と協働した地域づくりが進んでいます。」についてですけども、まさにこれはとても大事なことだと思うんですけど、市民活動団体というと、いわゆるボランティア団体をイメージするんですけど、地縁組織、自治会などもあるかと思うんですけど、これだけでいいのかなという気がしております。次の第5章の施策の展開の中に、おそらく企業さんとの連携や、かつ大学の方々との連携なども入ってくると思うので、ここを市民活動団体に限定してしまうのがいいのかどうかというのは、この後の部分とセット考えていただければと思います。

かつですね、これもちょっと細かい表現なんですけれども、2の基本目標のところ、「滋賀県で暮らす日本人外国人全ての県民が地域を支える人として対等な関係」とあり、先ほど対等関係についてはかなり注目を浴びたんですが、地域を支える人っていうのも、どうなんですか、行政側から見た話なのかなという気がします。

単純に、地域住民として対等な関係とか、もしくは、地域の担い手としてとか、この、「地域を支える人として対等」であるというよりかは、支えているかどうかは置いておいて、極端な話ですけど、生活保護を受けていらっしゃる方とか高齢で寝たきりの方も含めて、ただそこに住んでいるというだけで対等な関係であるということの方がメッセージとしては、個人的にはいいのかなと思います。

【委員】

私は行政の立場ですので、行政的な観点で、先ほど委員のみなさんがおっしゃられていた、カタカナ用語は私もよく計画をつくる上で指摘を受けておりますので、ぜひ、修正というか、

もう一度お考えいただいたほうがいいのかということのを思いました。あとは本当にいろんなことが網羅されているのかなというふうに思っで見せていただいていた。

強いて言うならば、このままでもいいですけど、個人的な感想として、互いに認め合うみたいなところを、多文化共生の考え方として、私自身が、重きを置いている立場でして、基本目標のところはこの言葉が入るほうがいいかわからないんですが、そんなことをちょっと思いながら見ていました。

【委員】

この基本的な考え方のことにつきましては、一巡いたしました。皆様からいろいろ御意見いただきました。

私も思いました、地域で支えられている人はどうなるのだろう。というようなことを思いました。

今いろいろ意見が出ましたが、対象者については在住、在勤、在学の人もあるんじゃないかというようなこと。それから何をもって対等というのか。プランの多言語化。このプランはあなたが主体ですよというのがわかるようなことが必要じゃないか。ダイバーシティとかユニバーサルデザインとか。国籍という言葉が必要か。それと、市民活動団体だけと連携するのか。というようなご意見が出ました。

このことにつきましては、皆様何かございますか、これについて思うことがあれば、後でも結構ですし、今このくくりの中で、おっしゃっていただいてもいいですし、どうでしょうか。

【委員】

次の4章の、推進体制ところに関わってくるかなと思います。

市民活動団体、やはり、地縁組織などをどうとらえるのか。本文の資料2の13ページ14ページが第3章の部分。第4章が15ページから出てきますが、ここが、推進体制の話でして、16ページに各主体の役割(5)市民活動団体が出てきます。17ページに、自治会などというのが、また別で出てきていて、このあたりが、第3章の滋賀県が目指す多文化共生社会の姿、資料2でいうと13ページの1(4)ですね、ここが先ほど指摘があった、「市民活動団体と協働した地域づくりが進んでいます。」のところなんです、自治会などは、13ページのところに出てこないのがちょっとどうかなという気が確かにします。

このあたりその第4章の各主体役割のところと、第3章の滋賀県が目指す多文化共生社会の姿にどう表現するのかっていうあたりは合わせて議論があるといいかなと思います。

【委員】

他にございませんか。

すごく基本的なこと第1章のところに戻るんですが、やはり行政的には平成とか令和とか、元号を先に書かないといけないのか、西暦だけではダメなのかとか、それはどうなんでしょうか。

【事務局】

西暦と併記することが原則でございます。

【委員】

なぜそこにこだわるのかということについて、根拠をお伺いしたいです。そのように決まっている、ルールであるというふうな話は、もうどこでも聞くんですけど、この場は多文化共生を考える場ですので、この場でのルールなり、やはり意見なりを反映させてほしい。

実際、私、自分の子供もいますけれども、平成何年生まれですかと言われたら困るんです。ブラジルの方も、窓口に来られまして、平成何年生まれですかと聞かれると困ります。

最近では、併記も西暦で書くこともオッケーになってきていますが、それは、相手が書くものであって、行政としてあくまでも両方書くであったり、元号にこだわるということがあって、そこに共生という感覚は全くないんですね。

なので、そのことも踏まえて、私たち今ここに参加される方々は恐らくそれがいかに無駄なことであって、ここを改革していかなければ、いつまでこれをやっているんだろうかとなります。

国籍について話が戻るんですが、1番私が感じている問題は、ダブルであったり、元フィリピンであったり、国籍を日本に変えた子どもたちに聞くと、明らかにフィリピンの顔

をしている子どもが、いやいや、僕は日本人だと声を上げて言う。それは、日本の学校や地域、自治会の中で、日本人だと言えることが、ちょっと自分の保険になるというふうな、そういうことが子どもたちの中で浸透しているので、朝鮮人です。でも日本の国籍を持っています。などいろいろ状況があるんだけど、日本人だと言う。根本的に、外国人、日本人という縛りがどこかしこにもある。

それがこの令和の中にも出ているのかなと思いますし、資料をもらいながら、併記する面倒くささとルールや縛りなど、そういうことを払拭していかないと、色々な、延々続いてきた縛りであったり、民衆とかいうものは、全然消えていかないというふうないつも思っています。

西暦で表記するということについて、それだけすらも、何十年も訴えてきても変わってこないんですね。県庁の方々も、実際やっていてスムーズですか？国際何とか条約は、何年にできました。括弧平成何年など、つけ加える面倒くささ、それは一切世界に対しても通じないものですよ。

今回、令和になるときにいろんな外国人に聞かれました。何でこんなに大騒ぎするんだと。

【委員】

今皆様からの御意見が出ましたけれども事務局からの何か今までの意見に対する、何か御意見とか回答などあれば。

【事務局】

今までおっしゃっていただいた、特に、対等という言葉、ほめていただきありがとうございます。今日いただいた御意見をさらに踏まえてですね、次の、原案づくりに、反映させていただきたいと思います。

また、ダイバーシティという言葉は、わかりにくいという御指摘、きっと出てくると思っていますので、ここは改善したいと思っております。

あと、市民活動団体だけではなく企業や大学、様々な主体との連携、目指すべき姿に入れる必要があると思っておりますので、御指摘を踏まえて、また修正させていただきたいと思っております。

【委員】

元号に対する意見について、ちょっと偏りがあるので、私も発言をしておいた方がいいかなと思って、言わせていただきます。

今大河原委員が言ったのは、併記が必要な際に、和暦が最初に来る方がいいのではないかと、ということですか、それとも、取った方がいいのではないかとという意見ですか。

【委員】

西暦に変換するのが、いつもややこしいと感じるので、このプランにおいては、西暦表記にできないか。

【委員】

このプランの中では和暦を取って西暦だけにした方がいいのではないかと、ということですね。

李委員の意見としては、和暦は使う必要はないのではないかとということですか。

【委員】

当事者の意見として、せめてこの中では工夫してはどうかということ。

【委員】

個人的には、この意見を県民の皆さんに示すっていう中で、割合の話しじゃないですけど、多くの方は和暦に通じてらっしゃる方も、非常に多いんじゃないかと思うんですね。逆にどちらかだけだと確かにわかりづらいなというのはありますし、併記のほうが個人的にはいいかなと思っています。むしろ、取ってしまうことの、意味はどう伝えたらいいんだろうかと思う。

また、西暦にしたらいけないかということについて、僕は、たまたま仕事にかかわっている人がネパール人が非常に多いんですが、ネパール人の方はまた違う暦を使っていて、今 2075 年なんですね。あと、中国や台湾の方だと、年ではなくて月などの旧暦を使われますよね。だから、西暦を使えばみんな一緒という考え自体もよく考えた方がいいのかなと思います。

個人的には、別に他がどうかという話しではなくて、併記があったほうがいいかなと。個人的にはそう思っていることだけお伝えしておきます。

【委員】

また後でまたこの基本的な考え方について何か御意見ありましたらまたおっしゃってください。

続いて、推進体制ということで、「各主体の役割について」というところがあります。第 4 章、多文化共生施策の推進、推進体制などがあります。

各主体の役割というところで、色々あるんですが、先に、私の意見を言わせていただけたらと思うんですけども、自治会っていうものに所属してない県民は、どうなんだろうということがあります。また、滋賀県においては、まちづくり協議会であったり、自治振興会というような、そういった全住民を対象とした活動の組織がありますので、そういったことをどう入れ込むのかということも検討していただけたらなと思います。

このことにつきまして、また皆さんの御意見等お伺いできればと思います。

【委員】

順序として、県民が先に来た方がいいんじゃないかと思います。最後に国でいいんじゃないかなという、順序がひっくり返ったほうがいいのかなということ。

先ほどの、市民活動団体と、いわゆる地縁組織等、分けたほうがいいのかということは、テーマ型で動いているところと地域で動いているところがあるので分けたほうがいいかなという気もしますが、並びとしては近いところに並べていただいたほうがいいのかなと思います。

それでいくと県民が先にあつて、住民組織があつて、市民活動団体ですかね、国際交流協会等、大学や企業ときて市町、県、国という順番方が、しっくり来るのではないかなという気がいたします。

あと、プランの進行管理のところで、中間や期末に、意見を聴取する機会を設けますっていうところが、何かもう少し具体的に決まっていることがあるのであれば、示していただいたほうがいいかなあとと思います。

まだ全体的に住民と県民が混ざっているのだから、あえて分けているのか、まだこの用語統一ができていないだけなのか、ざっと見た感じが、ばらばらしているので、どちらなのかなというところは伺っておきたいなと思いました。

【委員】

皆さんご意見はありますか。

【委員】

大学さんは入っているんですけども、あとの教育機関ですね。

子どもたちが生まれたときから、教育をしていらっしゃるご家族についていらっしゃるケースもありますし、私は、保育園でもよく困られているケースもよく耳にします。

例えば小学校や、中学校などが、公立であるならば、いわゆる県の管轄であつたり市町の管轄に入るかもしれないですけども、私立の幼、小、中、高も入るかだと思いますので、そのあたりを大学だけに縛ってしまうは、ちょっとどうかなと思いました。

【委員】

施策の推進はこれでいいと思うんですが、一つ気になっているのは、広報のやり方です。

これをどうやって皆さんに、県民の方などにこのプランの存在を広げられるかというのが、前回の推進プランでも努力したんですけども、なかなかそれが広がらなかった結果、あまり、皆知らないし、いろいろ問題もあつたかもしれない。

もし可能であれば、できるだけ具体的に広報の進め方、どうやってこれを、特に外国人

の方が皆様知らないと思うので、その辺を考えていただきたいと思います。

【委員】

国、県、市町、云々という順番についても、思うところありますけれども、実際、国、県、市町というところよりは、本当に密接に地域で肌身に感じるところでは、地域での暮らしであったり、教育の現場だと思えます。

前回は申しましたが、滋賀県でいち早く、教育の指針というものができているので、それがあまりにも周知されていない中で、新しく多文化共生推進プランと謳ったところで、なかなか浸透していかないと思えます。

ですので、プラン作成の後ですね、付録でもいいので、そういう教育の指針がありますっていうことを、そこにつけていくことによって、気づいていない若い先生方も、気づくんだらうなと思うので、そういう方法も一つあるかなと思ひまして、発言いたしました。

【委員】

他に何か推進体制についてご意見はありませんか。

【委員】

A3 の用紙の左下のところで言いますと、ちょっと地域性があるので、わからないんですけど、推進体制の各主体役割で、国、県、市町、国際交流協会とありますけども、愛知県の中でもですね、小さな町に行くと、国際交流協会が無いところにボランティアどうしているのかって聞くと、社会福祉協議会さんの中で、幅広くボランティア活動なんかを取りまとめられてまして、そっち側にいろんな相談に行くっていうこともあるんですが、もし滋賀県の中でも、社協さんというのはそういう、地域のまちづくりの中で、支援活動の担い手としてあるのであれば、考えてもいいのかなというのが1点です。

プランの進行管理なんですけど、僕が関わっている愛知県も、前は、中間とか最後5年間の1年前の4年目とかにチェックしていたんですが、そこでチェックされても、もう遅いんですね。また反映するが次の5年後というような話になってくるので、今はですね、毎年1回やっています。これだけ大きな会議はそのプランをつくる時にやるんですけども、年に1回は7月くらいに、その中から、また、このメンバーではない、ちょっと第三者的な面も含めて、4名の方に集まっていたら、県の担当者と、「こういう風に進めているんですけど、どうですかね。」といふような形でやっております。

大きな会議を毎年するのは大変なので、小さなチェック機能みたいなことを、内外に習ってもいいんじゃないかなと思います。

ちょっと細かいことなんですけども、推進体制の第4章の本文のところを見たらそうではないんですが、13ページの第三章の、基本的な考え方の中の(4)のところ、先ほどの「市民活動団体と協働したまちづくりが進んでいます。」っていうのがあったんですけど

も、この最初のところに、「NPOなどの市民活動団体」などのと書いてあるんですけど。NPOと市民活動って多分、整理がついてないんじゃないかなというふうに思っています。

NPOって、非営利でやっているのは全てそうなので、広義でいうと自治会なども全てこの中に入ってしまふ、市民活動も入ってしまうので、もしかしたら、NPO法人とそうではない法人格のないものというのを、分けているのか、わからないんですが、同じものだと思うなら、「NPOなどの市民活動」などのだけでもいいのではと思いますし、ここを分けられているのがちょっと違和感を持ちました。以上です。

【委員】

まだまだご意見があるかと思えます。

先ほど推進するには、やはりその推進されているということを広報しないと全然県民にわからないという御意見もあったかと思えますので、土井さんがおっしゃったように、どこかでこういった取り組みを進めているんだということを紹介する場というようなものを、1年に1回でも、滋賀県多文化共生推進プラン事例報告会とかもあればいいなというふうに思いました。

それでは、次に進ませていただきます。行動目標について皆様の御意見のほう、お伺いしたいと思います。大きく4つの行動目標ということでもありますけれども、一つずついきたいと思えます。

行動目標1、こころが通じるコミュニケーション支援のところにつきまして、御意見等頂戴したいと思います。

はい、どなたからでも結構です。

【委員】

成果指標については、別途、県庁のほうで取りまとめられるということですね。資料2だと、空欄になって、表があるんですけども、行動目標と成果指標との関係性についていいですか、そこを少し御説明いただくと、きょうのところの意見を出しやすくなるかなというふうに思えます。

【事務局】

県としましては、また今回の施策の方向性を確認させていただいて、方向性ごとに目標を設けられたらよいかと思っております。

【委員】

例えばですけども、1番からということですが、心が通じるコミュニケーション支援っていうのが大きな項目としてありまして、その下に、今回、新しく「外国人県民が生活に必要な情報を入手でき、地域社会で円滑なコミュニケーション図れるよう支援します。」

というのがあるので、例えばですけれども、「生活に必要な情報入手でき」というところで、成果指標というものはこういうもの。「地域社会で円滑なコミュニケーションが図られている。」という成果目標はこういうもの。というように、中項目・小項目のような形で成果指標が書かれていくということで合っていますか。

【事務局】

はい。

【委員】

よそ者のほうが何か意見が言いやすいのかなということで、口火を切りたいと思います。

基本的な考え方だと思うんですが、個人的には、多文化共生社会を進める上で情報の多言語化、情報共有をしていくための方策がどうあるべきか。ということを見ると、この外国人県民が生活に必要な情報を確実に入手できというのはとても大事なことなんですが、情報提供というか、多言語化が一方的な感じがする。日本社会が日本語で出しているものを、外国語にして外国人にもわかってもらうっていうだけ。

自治会の人などと話をすると、「あの人たちは一体どういう暮らしをしてるんだ、何をしているんだ。」とおっしゃる。

外国人の人が集まっているんな地域でイベントをしたり、母国にあるお祭りをやったり、集まって相談をし合ったりもしているんですね。彼らの中でいろんな困り事というのも考えているんですが、それを日本社会が全然吸い上げられていないんです。

逆に言うと、外国人のコミュニティの中で起きている情報というのも、日本人の方々に、発信する、例えば、愛知でいうと、ブラジルが何かイベントをするときに、ポルトガル語を使うんですが、彼らに話を聞くと、「日本人の人にも来て欲しいけれども中々来てくれない。」と言う。「ポルトガル語でチラシを配られても読めないので日本語で配ってほしい。」という話になる。相互にやっぱり多言語化というのが必要なんじゃないかなと、個人的に思う。

第一義的に、外国人県民が、生活に必要な情報が今はまだなかなか入手できていないというところで、それをしっかりやっていくんだというのは大事だと思うんですが、もうちょっと、外国人コミュニティの生活とか、外国人側が日本人にこういったことを知ってもらいたいっていうことを日本語で発信できるような、お手伝いがあるとよいかなと思います。

以上です。

【委員】

イメージがどれだけ持てるかというところだと思うんですね。

実際に多文化でお互いに認め合って、イベントがあったら相互に情報を発信し合って、

参加するという、そういう思いなどが、ここではあるんですけども、一人一人の県民の方々には、外国人と日本人、ということで、それぞれのお祭りに行ってもいいのかな、反対に呼んでもいいのかなという、わだかまりといたしますか、一歩が開けていない状況があることを、現状として把握しておきたいと思うんです。

SNSや、個人的なつながりを使って、声かけをするんですが、「これは、私たちは行ってもいいですか。」というふうな聞き返しがあるわけです。オープンに、オープンハートでやっているんだけど、「行ってもいいですか。」というのは、すなわち、行ったところできちんと受け入れられるんですか、ということですよ。

例えば、チラシが配られて、研修会やイベントに参加します。行きます。ただそこには、手話通訳がありません。ということと同じように、コミュニケーション支援というのは難しい。

全てをすることは無理なので、少しでも表記があったり、少しですが、字幕がつきます。とか、そういうことの少し少しの積み上げによって、ここも行けるんだ、これも私は行けるんだ、となると、次は自分たちも出てみよう、何が私たちも出展してみようとかいうふうに、一歩一歩確実に進むと思うんです。

そのような具体的なイメージをきちんと積み上げていって、それを実践するという、それを繰り返すという、それしか方法はないのかなというふうに私は自分の20数年の滋賀県での暮らしの中で実感しました。そういうことの繰り返しだと思し、安心して皆が楽しめる、そういう地域のイベントを本気でつくっていかなければならない。

日本で文化的に守られてきた、いろんなお祭りであっても、どうしても日本人がいないから、外国人を入れようか、という形で、外国人の学生などがお神輿を担ぐような、まだそういうレベルのものだと今は思うんですが、ではなくて、同じところに住む県民として、誰でもこのお神輿やお祭りに参加しましょう。ということ、少しおおらかに呼びかけていく、そんなことが必要かと思っています。

今回、人権の集い、県民の人権の集いがありますけれども、新聞紙上などでもで騒がれていると思うんですが、大きな予算を立てて、もうすぐ、滋賀県の県民の集いがありますが、そこに呼ばれる講師はどうなのか。ここにチラシを持ってきてしまいました。こういう弁護士を呼んだところで、何なんだという思いがあります。県庁の中でも少し議論になっていると思うんですが、外国人をかなりページしていますし、子どもをたくさん産むべきだと平気で言っていますし、そういうことも知らず、こういう人を呼んできて、この多文化共生プラン推進委員会も、なんだかとても寂しいなという思いがあります。

【委員】

行動目標1のところはどちらかというと、機会の保障、アクセシビリティ。ちゃんと情報が受信でき、発信できる機会をきちっと保障するのだということがしっかりと打ち出さ

れるべき項目かなと思っている。

相互理解のところはどちらかという行動目標 4 の地域づくりのほうで、しっかり議論をするほうがいいのかなど。

つまり、行動目標 1 のところはそもそも本当に生活に必要な情報すらきちっと届いていないというところがまだまだ恐らく滋賀県の中でもあろうかと思うので、そこをきちっと届く、発信されているということ。

あるいは日本語を習得する機会がきちっと保障されているんだと。というようなことをまず第 1 にこの行動目標 1 のところでは、目標として掲げ、確認していくような、そういう施策をですね、しっかりと並べて、成果目標のところも、例えば、日本語習得の機会が全県きちんと整っている状態を生み出すとか。ガイドラインをきちっと示して、県内の市町が必要な情報を多言語化する際の仕様がちゃんと整っているとかですね。

どちらかという、機会の保障、情報へのアクセス、あるいはその日本語習得機会をきちっと提供できているかどうかというところをですね、行動目標 1 のところではまず、しっかりと、見ていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

【委員】

はい、他にはございませんか。

【委員】

先ほどの地域とのかかわりなんですけど、今までからたくさん外国の人が日本に住んでいる中で、先ほどおっしゃっていたように、地域の人と関わる場をもっとつくってあげればいいのかと思います。地域の中では、あそこに住んでいるのは誰なのかと思われることが、よくあります。例えば、町内の掃除などがありますが、そういうところにも、あまり参加をしてない。地域の人たちとかかわれるような、そういう機会をつくっていただけると、ありがたい。

【委員】

行動目標 1 のタイトルとして、こころが通じるコミュニケーション支援とあるんですけども、果たして、こういった施策で、ほんまに心を通じるかっていうと、やっぱり行動目標 4 の地域づくりの中でこそ、心を通じ合える取り組みができるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、次に進めさせていただきまして、行動目標 2 安心して暮らせる生活支援というところで、皆様の御意見をお伺いしたいなと思います。

どなたからでも結構です。お願いします。

特になければ次の方も一緒に進めていくと思いますがどうでしょうか。

【委員】

この中では、特に災害時の多言語支援ということが書かれておりますけれども、最近地震を対象とした災害時多言語支援センター等の取り組みは各地であると思うんですが、最近水害や、豪雨による災害が増えています。

このあたりはどうでしょう。土井さん何か今の近況等。

【委員】

災害に関しましては、前回の中間評価を見せていただいたときに、個々の取り組みはあるんだけど、県と県の国際協会さんを通じての体制整備が課題であると書かれてあったんですが、ここは逆に進まない理由は何なのかなというのがあって、また、今後どう進めていくのかなというところが、1番気になりました。

滋賀県も広いので、琵琶湖を挟んでどうやって支援するかというのはものすごく大変な課題だと思うんですが、ここが今どうなっているのか、今後の展望を確認した上で、しっかり進めていただきたい。

さっきの行動目標1のところ大事なことを言い忘れました。日本語教育について全く触れられてないので、一つだけ言っておきますと、これは滋賀県の中でどういう言い方をされるかにもよると思うんですが、御承知のとおり6月に日本語教育の法律ができて、文化庁の会議でも、国のほうでも、全体的な検討をしている中で、まず日本語ボランティアという言葉自体も国から消えているんですね。ボランティアという言い方もなかなか意味として難しいんですけども、文化庁の方では、日本語学習支援者ということを行っています。

ボランティアとは何かというと難しいですが、これも言い方が難しいんですが、要は、日本語教師には公的な資格というものが無いので、それなりに一応勉強された方かそうでない方ということで分けられてはいます。ボランティアにさらに指導者がつくと、またこれも、指導はできません。指導はしていません。あくまでもお手伝いです。などと言われるので、表記として、ボランティア指導者というのはいったいどういう人なのかというのは、文化庁の表記と滋賀県の実情とで調整をされたほうがいいんじゃないかなと思います。

いわゆる専門知識を持ってなくて、しかもほぼ無料に近い形で活動されているということであれば、こういった形での活動を推進するというのは国の方ともちょっとずれてくるかと思います。国は今後はしっかりお金をつけるので、専門的な知識や経験を持っている人とそうでない人で役割分担をしながら一緒に進めていきたいと思いますという方向性があるので、このボランティアだけでやっというのはちょっと考えた方がいいかなというところなんです。

【委員】

私の方からは、医療の件なんですけれども、最近、弊社の社員、外国にルーツを持つ社員なんですけれども、親御さん、お母さんがまったくの外国人で日本語がしゃべれない。子どもたちは学校に行ったりするので、日本語がしゃべれる。お母さんを病院に連れていくのは自分たちがついていけないといけない。そのあたりで、非常に苦勞をしていました。仕事を休まないといけない。まだ新入社員に毛が生えているような子でしたので、そのあたりで悩んでなかなか言い出せなかったということがありました。

ここに、情報提供ということがあるんですけれども、医療現場の中で、何も心配なく行けるような体制、そういった、ボランティアというのか、通訳ができる人がいるとか、もしくは多言語でITなどを屈指して、そういった整備をすることが必要じゃないかなというものを本当に実感して感じたところであります。そのあたり、何かこう、施策の中で、具体策の中で触れていただければどうかと思いました。

以上です。

【委員】

目標の書きぶりが先ほどの行動目標1と比べると全部シンプルなんです。もう少し具体的に変えたほうがいいのかあという気がするのですが、具体的な文言がにわかには思いつかないですが、キーワードとしては、例えば、「もしもの時も住まいや暮らしが守られる環境を整備します」とかですね。もう少し具体的な、安心というと、色々含まれるんですが、住まいや暮らしなど、もう少し具体的なものが前に出たほうがいいのかあという気がいたします。まだ文言が思いつかないんですけれども、1番が情報やコミュニケーションなど具体的な項目が出ているので、暮らしとか住まいというキーワードを盛り込んだ方がよいのかなという気がしました。

それでいくと、次の3番のほうは、働くとか学ぶというようなキーワードが行動目標にも入っていたほうがいいのかあという気がいたします。

【委員】

災害時の対応のところに、外国人県民に対する防災知識の普及啓発と同時に、地域の住民に対する、外国の人も被災したらみんな助け合わないといけない、という意識の啓発というのは出てくるのでしょうか。

まだまだ、外国人は自治会などにも入っていないから、避難所を開設しても、外国人は来たらダメと思っている人がいたりして、そういったところも全体に対する災害時の啓発というのが必要じゃないかなというふうに思います。

【委員】

観光客のことはここでは扱わないんですか。

災害時の外国人対応については、私への研修の依頼は観光客向けの対応をしっかりと伝えてほしいという御依頼が多いんですけれども。

滋賀県も、京都でホテルに入れない人がたくさん泊まっていたりするでしょうし、何か取り組みがあれば聞きたいです。

【事務局】

観光客につきまして、県では、国際課では多文化共生ということで、実際に県内にお住まいの外国人の方への対応を担当し、観光客については、観光振興局の方で取り組みをやっておりまして、ここは両方でカバーし合うという形をとっています。

【委員】

わりと関西はそういうところが多いですが、事実上切り分けが難しく、レンタカーで来て民泊で1カ月とかいう人は住民と見た目も差がないですし、必要な情報はほぼ同じで、分ける必要はないのではないかなと思っていまして、ここで言うことではないかもしれませんが、一応ここの中では観光客のことは扱わないということでしょうか。

【事務局】

おっしゃっていただきましたよう、議論もありまして、外国人県民の方、滋賀県に住んでおられる方は国際課でカバーしよう、訪問してくださる観光客の方は観光振興局でカバーしようとしたときに、ではビジネスマンはどうなるのか、などそういった話がやはりある。同じ人間ですので、災害の時には助け合うというのは同じであり、そこはしっかりやってかないといけないということで、検討しているところです。

【委員】

避難所が住民向けのところに帰宅困難者がたくさん来て、混乱するというので、他の地域ではそれを分けようかと、例えば、この近くでは奈良県では、観光客向けの避難施設は別途つくると。それは、県の観光客向けの施設を災害時には奈良市の福祉避難所一つとして指定して、外国人観光客はここでサポートしますよ。ということ、かなり明確に示されています。

それは奈良県だけだと思いますけれども、実はそこは整備しないといけなくて、実は大阪府も全然できていなくてですね、大阪もすごい数ですから、このままいくと大変だ、というのがわかるんですが、この5年の中で議論するような形かもしれないですが、課題としては認識しているということは書いておいたほうがいいのかという気がします。

実際、事業者の方も、ホテルですとか観光関連の方は、課題としては認識されていると

思いますので、新しいプランに外国人の災害のことも書いてあるということで見てみたら、観光客のことが何も書いていないとなると、現場のことを何もわかっていないと思われて、もったいないと思う。

実際に、災害多言語支援センターが開設されて発信される情報も、観光客の方に役立つものがたくさんあると思いますので、そこは分けるというかは、課題認識としては少なくとも持っているということは、記述しておいた方がいいかと思います。

【委員】

田村さんの御発言に少し補足しますと、留学生や、いわゆる技能実習生のかかわりなんですけど、技能実習生はほとんどないですが、留学生に結構多いのが、大学にいる間に、母国から家族の方が会いに来られるです。

観光客かどうかは微妙で、長くいらっしゃるの、そういった方々も含めると、分けず、きちっと対応していく方がいいのかなと思います。

もちろん細かいところで、帰国支援はどうすんだというときには、どちらの課で担当するなどあると思うんですが、トータルでは見ていただいた方がいいのかなと思っております。

先ほど日本語教育と災害でコメントさせていただきましたが、それ以外のところでいきますと、施策の方向性（3）の居住支援のところですね、これ、入居だけに限られているのですが、実は、トラブルとして最近特に増えてきたのは退去の方ですね。退去のやり方がわからなくて、元々あった備品を持って行ってしまうとかですね。退去のやり方が分からない方が結構いらっしゃる。

なので、必ずしも入居の時だけで、後はよろしく、という話ではなくて、全体をカバーできるといいのかなと思います。

あと、医療福祉、先ほど皆さんおっしゃった中で言いまして、最近増えてきている相談としては、外国人高齢者の方々の介護の利用についてです。介護認定を受けるときに、それをちゃんと通訳できる人がいなくて、困っているということです。

外国人の方聞くと、老人ホームなども使えない、使わない。そもそもあることも知らなかったという方もいらっしゃる。

それから、障害の判定といいますか、例えば、滋賀県の中でも外国籍の方で障害者手帳を持っておられる方もいらっしゃると思うんですが、該当しそうなんだけど、そのことを知らなくて、もらえていないという方もいらっしゃる。

手帳の交付は確か、中核市までは自分のところを出せるけれどもそれ以外の市町村は県のほうに出すということで、把握ができてないということで、愛知県の場合も、聞いても分かりませんと言われる、わかりませんという状態は本当にまずいと思う。

医療福祉に関して、実態把握が必要だというのが、中間報告にも書いてあったので、障害などに関してもしつかり、ちゃんと手帳が交付されているか、発達検査がどのようにさ

れているかなど、把握することも大事かと思えます。

医療通訳に関しても、愛知県で年に何件かあるのは、外国人の聾者の方で、英語の手話通訳に来てほしいという相談などがあります。

愛知県もやっている、医療通訳の中ではそういったことを一切養成しないので、対応できないんですが、実は聾啞協会さんの方で、英語の手話なら何人かいる場合がある。中国語の手話の方が間に入った例もある。別の機関でもし人材がいれば、いろんな方に対応できる方を探していくのがよいのではないかと思う。

資格が必要なものは難しいですが、外国籍の方の中にも、母国では手話通訳をやっていた、心理カウンセラーをやっていた、発達支援をやっていたなど、いろんな方がいらっしゃるんで、広がっていくと、対応がどんどんできていくのではないかと思います。

【委員】

障害福祉課で私勤務しておりますので、障害福祉課の窓口にくられる外国人の方の対応、いわゆる障害は周りの環境そのものが障害であるわけですので、外国人の壁というのも同じく障害者の壁と全く同じものを感じます。

医療の現場であったり、労働現場であったり、手当の支給であるとか、手帳を取る、取らないという制度の問題、全て、外国人の問題と障害者の問題は全く同じ部分で課題があると思えます。

その中で、手話通訳があつたり、ポルトガル語の通訳があるということだけで、きちんと解消していくことはあるんですが、結局、国際交流協会にお願いしなければならない、実費がかかるなど費用の問題などもある。

もう少し県の方で予算をきちんと取っていただければ、企業の中で苦しんでいる障害者に対しても、聾者に対しても、手話通訳員に対する費用を全面的に出すということがはっきりしていれば、企業の方もサービスがないからと尻込みすることがなく、通訳をつけていただける。

ここは市町の言い訳ですけれども、県ではっきりと指針を出してこないで、市町は様子を伺っています。要するに、通訳については県に求めることは予算なので、そこをきちんと、この会議の場で明確にして、議会にそれを伝えなければ、この懇談会は、本当にそれぞれの意見を出し合う場で終わってしまうと思う。県の予算をきちんと通訳やコミュニケーション支援につけるということをこの会の目標にしたいと私は思っています。

【委員】

それでは次の行動目標の方に移りたいと思えます。

「多様な人材が能力を発揮し、滋賀県で活躍できる環境を整備します。」活躍するのは滋賀県だけなのか、ちょっと疑問なんですが、ここにつきまして、7、8、両方で結構でございますので、皆さんの御意見をお願いします。

【委員】

働きやすい労働環境のところですけれども、必ずしも雇用されるだけではなくて、外国人も起業をしたり、事業者として活躍するということも、実際あると思いますので、施策として、ひとつ加えていただくといいかと思います。

大阪府の商工会連合会で、研修をしまして、実際、外国人の方で、例えば飲食店やお土産物屋をやっているなどの例で、開業届けを出していなかったり、従業員の源泉徴収だったり、レストランであれば保健所の届出などがわからないと。難しい。

割と商工会議所の方にインドの方は加盟するそうで、インド料理のレストランの経営者の方は割と商工会議所に入って、相談としてはやはり届出などがよくわからないとのことが多いそうです。新規に開業する時などはやはり、わからないという相談を商工会議所の相談員の方は結構受けておられるようです。

例えば日本で事業をやるときの詳しい説明がヒンドゥー語でないのかという問い合わせがあったりするんですが、事業者としての外国人が活躍しやすい環境を滋賀県で整えていくということがあっていいのではないかと思います。

【委員】

企業側から御提言をさせていただければと思います。

外国人県民を対象とした職業能力開発の支援、前回もお話したと思うんですけども、例えば弊社の業務が、いわゆる技能実習の中の業種に入っていない。

「滋賀県で活躍できる」と固定されているかもしれないですが、滋賀県で外国人に対する理解があって、雇用したいという企業さんがたくさんおられるかと思う。そういった企業さんを県の方ではおそらく存じ上げていると思います。

個社で国へ要望しても対応できないということであったので、そういった業種についてのバックアップ、何かしらの後ろ立てっていうものが必要なのかなと思います。このあたりを、お力添えいただけたらというのが、個人的な見解かもしれないですけども、思っております。

それと、教育なんですけど、外国人が日本語を学ぶ、外国人が日本で暮らしやすいように日本生活に馴染むという状況にすると全てなっているかと思う。

でも、これからの教育のあり方として、日本人の子どもを国際人として育てていかないといけないと思いますし、いわゆる、この外国人児童という形でずっと並んでいますが、日本人児童の語学教育も、相互に、施策としてかかわっていただくことで、差別であったり、そういったことがなくなるよう、国際人として、子どもを教育するということにかじを切っていただければと思います。

そうすることが、日本としても、県としても、いわゆる国力というところが上がってくるのかもしれないですし、外国人と共生する、これからは共生の時代だと思っていますの

で、そういった世の中の形をつくり上げていかないと、もう太刀打ちできなくなるんじゃないかと思っていますので、そのあたりを入れていただけるとありがたいと思います。

【委員】

私も大角委員と同じ意見で、外国人の子どもだけではなくて、日本人の子どもにも、大学生の中でも差別的な発言をする子もいますので、日本人に対する教育も大事かなと思っています。

あと、感覚としては、今、大学や短大よりも日本語学校が増えていて、問題が増えることが予測できます。

子どもを想定した施策が主だと思うんですが、環境の整備について、日本語学校の人や留学生などにも広げていただければと思う。

日本語学校にいる人たちがどうなっているのか、まずその人数から把握しないといけないと思うんですが、最近、私の耳に入ったものだけでもいくつか問題が起こっていった、これから、要注意しなければならないと思います。

どのように入れるのかわからないですけども、日本語学校の状況も踏まえていただけたらと思います。

【委員】

施策の方向性の中の教育環境の整備について。まず、外国人児童生徒の日本語指導に対して、きちっと対応していくというのもあるんですが、それ以上に、外国人児童生徒への理解というか、こういう子どもたちが日本社会で生きていくためには、しっかり教育をしていかなければいけないという、教職員への教育というのにしっかり力を入れていただきたいと思います。

それともう一つは、子どもたちがいろんな年齢で来ることもあるんですけども、親がその国の言葉のしか話せなかったりすることで、親子間のコミュニケーションであるとか、自分たちのアイデンティティの補償というようなことで、母語への理解や母語をどのように取り扱っていくのか、それもきちんと、明確に保障しているべきだと私は思いますのでそこもつけ加えていただけたらと思います。

8番に外国人学校の法的地位の明確化と書かれているんですけども、これを今後どのようにしていくか、滋賀県にはいくつか、外国人学校もありますし、外国人学校が経営している、いわゆる幼保、託児所、保育園、幼稚園とかいうものもあります。

幼保無償化という中で、それをどのように位置づけていくのかというのは、滋賀県もすぐ問われているところで、全国的にも滋賀県の動きが注目されているところでもありますし、これもしっかり、捉えていただきたいと思います。と思っています。

【委員】

労働のところなんですけども、本文の29ページのところの、④番の留学生ともグローバル人材の就職支援はとても大事で、国が昨年度の骨太の方針で出したのはまずここからなんです。今後も留学生にしっかり日本で働いてもらおうという意識がすごく強いと思うんですが、まず、留学生が誰かということがとても大事で、一般には、大学の学部留学生を言ったものですが、日本語学校の学生も専門学部の学生も留学生なんです。

ただこれが日本学校か、専門学校か、大学かで卒業後にどういう進路をたどれるかというのは、制限がそれぞれ違います。例えば、日本語学校を卒業しても日本の企業に就職できないんですよ。単純には。母国で4年生大学を卒業して日本の学校に来たのであればいいのだけれども、母国で短大未満だったら、1回専門学校から大学に進学しないと、就職の権利がないというのがあるので、そういった、留学生の違いによってもまず、いろんなケアをしていかないといけないところがあります。

日本での就職をといても、日本以外への就職に関しても希望もまだまだ高いので、海外への就職というのは中々支援できないんですが、日本での経験を持って、母国に帰りたいという人は結構いるので、その繋がりなんかもですね、ガイダンスなどで紹介していただけるといいのではないかと思います。例えば、日本でこういう資格を取ると、帰るとこういうふうになるんだよ。ということを知れるということは、留学生のニーズとしてはあります。

それから、マッチング先が県内の企業だけでいいのかなっていうところもあって、私もうちちょっと、公的なセクターに外国人の方がどんどん入れるようになるといいなと思いますので、うちに来てください。と言う公的セクターがもうちょっと増えて欲しいなと思っています。

最後のマッチングのところですね、ここは本人は難しい。留学生も3年生の就活のちょっと前ぐらいになると考え始めているんですけども、そのときでは、遅いということが結構あるんです。1年生、2年生のときに、キャリアの選択肢が示された上で、今この学校で勉強しているこのことを4年間続けて、こういう単位を取ると、こういう道がある。ということを知らずに、とりあえず決められた単位を取っているんで、3年生になって、必要な単位を取ってなかった。この授業を受けていなかったという例が結構ある。そういうところで道が閉ざされてしまうということが結構あるんですね。

ただこれは今、国も柔軟に制度を変えてきています。例えば、家族滞在の在留資格でいる大学生ですね。例えば、親が料理人をやっていて、その家族の方。これは、大学を卒業しても、いわゆる資格外活動許可証で28時間までしか働けずに、正規では雇われなかったんですが、今年から、小学校、中学校と義務教育を日本で何年か経験していると、家族滞在でも、卒業した後に特定活動でフルタイムで働けるようになった。

新たにこの7月末からできた、留学生の特定活動46号。留学生は今まで、基本的には大学の専門性を持って、その職業に就職できた。逆に言うと、例えば、経済を勉強した学生

が美容系に移れるかという、移れないという状況だったんですけども、今は、日本語能力試験 N1 合格など一定の基準を満たせば、大学の専門性とは違う職種についても日本人と同等以上の企業を選べる、就職できるようになった。

ただ、本当にこれからなので、入管にも問い合わせましたが、これから出してみないとわからないという状況でした。これからの5年間ということであれば、広い意味での留学生について、キャリア形成に資するようなガイダンスとか、その後のマッチングなどを充実させていくことは、とても大事なのではないかと思います。

以前別の会議で伺ったと思いますが、滋賀県って、いわゆる、国公立大学とか卒業した後の日本人学生を含めた県外就職率がすごく高いですよ。そう考えると、むしろ、外国人であっても、県内に留まっていた方というのは非常に大切だと思ってる、「滋賀県で活躍できる」ということなのかもしれないんですが、そういった細かなところをここに明示していただく方がいいかと思います。

最後の教育に関してはですね、これは愛知県でも議論しているんですが、実は、愛知県には、県内に35の教員養成課程を持っている大学があるんですね。ここで勉強して卒業し、学校教員になりますけども、このうち、4年間の教員養成課程の中に、いわゆる多文化共生理解や外国人の子ども指導に関する授業を持っているところは2割ない。

ほとんど8割の学生は、先生として就職して初めて外国人のことを知る、考えるという状況なんです。これは非常によくないので、何らかの形で教員養成課程の間に、1コマでも、外国人のことを勉強できるとか、もしくは教員になった後、教育委員会さんのほうで、初任者研修の中で外国人の子ども対応を入れるなど、「外国人って何？」という先生が、これからは生まれたいという状況をつくっていただくことがとても重要じゃないかなと思っております。

【委員】

この中では書いてないんですけども、中国やベトナムなどで中学校を卒業して、日本に来て、高校に行っていない子どもたちが結構多くて、その子どもたちが、週に1回日本語のボランティア教室に来るといような実態があります。そういった子どもたちの受け皿が今何もないですよ。それは、吉積さんのところに行かれたり、そういった状況かなと思います。

そういったことも含めて、滋賀県で育った子が世界で活躍できるような、そういった教育も、取り入れていただけたらと思います。

最後に、活力ある多文化共生地域づくりのところについて、皆さんの御意見をちょうだいしたいと思います。

【委員】

ここの行動目標は、すごく丁寧なので、ちょっと整えたほうがいいかなと思います。

例えば、中ほどの「人種等による偏見や差別の解消を図るとともに」ところも「偏見や差別の解消を図るとともに」からスタートしていいじゃないかなと思います。その前はもう、言わずもがなかなと思うので。とはいえ、相互理解は重要なので、例えば、「偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解の促進とそれぞれの強みを生かした活力ある地域づくりに取り組みます。」でいいんじゃないかなと思います。

あと、先ほど災害ところで観光客の話をしたんですが、例えば、地域経済とか持続可能な地域づくりの中で、観光客の話はもう外せないテーマになっていて、地域おこし協力隊にも、多分、県内にも外国人の方を地域おこし協力隊として採用されているところもあったかと思います。

それで、施策の方向性 10 番なのかなと思いますが、「多様性を生かした地域づくり」の中なのかもしれませんが、もう少し、海外とのつながりを生かした、外国人の方の活躍みたいなことが施策として入ってもいいのかなという気がいたします。

以上です。

【委員】

活力ある多文化共生の地域づくりについて、いかがでしょうか。

【委員】

先ほど土井委員さもおっしゃられていましたが、行政職員の育成のほうにつきましても、ぜひ新人研修等々でも、そういった視点が大事だということをメニューに入れていただきたいなと思います。

あと、そういった意識を持っている職員がいますので、そういった子たちが積極的に参加できるような、講座などを全県職員対象にしてもらえるようなものを設けていただけると、具体性があっていいなと思います。

【委員】

今の事例なんですが、今年度から、愛知県の豊橋市さんでは、各課に多文化共生推進員という人を各課の職員中で1名決めて、こうした職員を全課で集めて研修し、そういう方々を中心に全課で進めていくという取り組みをしています。そういった例もよいかと思い、紹介をしておきます。

続いて、社会参画部分のところに関して言いますと、逆にちょっとお聞きしたいのが、今、滋賀県内でどんな実績もしくは障壁があるのかというところを、確認できればと思っています。

プランに書くことではないのかもしれませんが、こういったことを共有するものとして、

例えば愛知県内では、外国人の方でも消防団に入ってもOKという自治体もあれば、名古屋市では一切ダメなんですね。なりたいという人はいるんですが、何の理由もなくダメで、これ消防庁はオッケーだと言っているんですが、なぜか名古屋市はオッケーしないということがあります。

参画しようと思ってもできないという壁がどうあるのかということよりか、逆に言うと、先ほど、地域おこし協力隊だって外国人の方が活躍しているところがちゃんとありますよ。とか、むしろ、できているところをしっかりと PR することによって、「このういうのって外国人はダメだと思っていたけど、できるんだ。」というところを、もっと見てもらえるようにしていくと、外国人側も、こういうのになろうかな、という人たちが増えてくる、その道が開かれているということを示すことがとても大事かと思います。

【委員】

私は9歳のときに日本に来ました。日本社会に溶け込んでいるのかなと思っていたら、知らないことの方が多い。

最近知ったことなんですが、この前、八幡の方でお祭りがあったんですが、消防団の人たちがいたんです。知らなかったんですが、消防団って地域の住民が皆参加したりするんですよね。そういうことを知らなかった。

なので、色んなことを、知らないことの方が多いので、目指すところが分からないんです。イメージもできなければ、参画することもできないんですよね。

最近、僕たちは交流をしたりとかですね。医療について、いろんな問題があったので、草津総合病院さんと取組をしたりとかしていますが、今、私が、会社の中で1番課題としているのが、今後、情報発信をどうやっていこうかということです。

例えば、私たちの会社の近くには観光地がたくさんあるんですけども、それをどうやって皆にすすめようか、とか。コミュニケーションツールとして動画を通じて皆さんに伝えられないか、など考えている。

会合の参加も仕方もわからないので、今日も本当に緊張しています。どういった議論がなされるのか、イメージもできなかったのも、緊張しているんですけども、本当に知らないことが多いので、イメージができるような、動画配信をこれから会社の中でも、やっていこうかなと思っています。

【委員】

前の推進プランにもあったんですが、ここにも書いているなと思ったのは、「交流の場づくり」ですね。もうちょっとこれを強調したいんですけども、外国人にとっては交流の場あるいはレクリエーションがとても大事です。

特に、これからは暮らすための外国人がたくさん来ると思いますので、週末はどう過ごすか、できるだけ、そういう情報だけでも発信できればと思います。

例えば、昔はブラジル人が近江舞子のキャンプ場で8月になるとキャンプをしていたんですが、二、三年前からはキャンプが禁止になった。外国人は、どこに行けばよいのかと困っているので、できれば、動画でもいいので、観光地の情報、交流の場やレクリエーションのできる場所をもうちょっと増やしていただけたらいいなと思います。

【委員】

余暇支援ですよ。大事だと思います。

消防団には、滋賀県では入れるんですが、当然消防署員にはなれないんですよ。外国人は火をつけるというふうに言われたことが私にはありました。それは本当に言われて、何年も消防団員として練習して、地域では頑張っているんですけど、消防署員にはなれません。

それと、私に対しても時々、「民生委員になったらいいやん。」って言われることがあるんですが、民生委員にはなれないんですよ、国籍条項があるんです。今もあると思いますが。

そのようなことなので、まだまだ多文化共生ほど遠いかなと思っています。

【委員】

まだまだ皆さんの御意見等々をちょうだいしたいところなんですけれども、時間のほうも迫ってきております。

資料の方を用意していただいたんですけども、滋賀県の広報誌「滋賀プラスワン」というものが発行されています。多文化共生の業界では、結構、知っておられる方いらっしゃると思うんですが、甲賀市国際交流協会の理事をしていただいている、三重県の国際交流財団でお勤めの、上原ジャンカルロさんが、「地域の中で交流の場を」ということでされている交流会について、記事を掲載していただきました。

こういったことが、滋賀県の色んな地域で広がっていくと、自然と県全体として多文化生の地域づくりができるんじゃないかなというふうに思います。